

課 消 2 - 8
課 総 10 - 15
課 個 2 - 21
課 法 5 - 49
査 調 5 - 1
査 察 1 - 42
令和3年7月9日

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」の一部改正について
(事務運営指針)

平成12年7月3日付課消2-17ほか5課共同「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」(事務運営指針)の一部を下記のとおり改正したから、令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する消費税及び地方消費税について処理するものからこれによらるたい。

(理由)

消費税関係法令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものである。

記

別紙『「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」(事務運営指針)新旧対照表』の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。

「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設した箇所である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第2 消費税及び地方消費税の加算税の取扱い</p> <p>IV 重加算税の取扱い</p> <p>1～6 (省略)</p> <p><u>(法第59条の2第1項の規定の適用に当たっての留意事項)</u></p> <p>7 <u>法第59条の2第1項《電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例》に規定する「隠蔽し、又は仮装」の意義については、平成10年5月28日付課法5-4ほか6課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について(法令解釈通達)」(以下「電帳法通達」という。)8-3に準じて、同項に規定する「電磁的記録・・・に記録された事項に関し・・・同法第68条第1項又は第2項(重加算税)の規定に該当するとき」の意義については、電帳法通達8-21に準じて、法第59条の2第1項の規定の適用がある場合の通則法第68条第4項の規定の適用関係については、電帳法通達8-22に準じて、それぞれ取り扱う。</u></p> <p><u>(電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合の意義)</u></p> <p>8 <u>消費税法施行規則第27条の2《電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の不適用》に規定する「電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合」とは、消費税法令の規定に基づき保存することが求められる真正な電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合をいうのであるから、例えば、改ざんされた電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合は含まれないことに留意する。</u></p> | <p>第2 消費税及び地方消費税の加算税の取扱い</p> <p>IV 重加算税の取扱い</p> <p>1～6 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |